

登記事務の停止の解除について

岩手県の施行に係る川又地区土地改良事業について、下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が本年3月29日に完了し、登記事務の停止を解除したのでお知らせします。

令和6年4月2日

盛岡地方法務局

記

管轄登記所 盛岡地方法務局二戸支局

事務停止区域

二戸市浄法寺町鏡田、馬洗場、安戸、上谷地、川又、本郷、八方口、小平の一部

(盛岡地方法務局二戸支局管轄)